

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成21年4月13日
【会社名】	協和医科ホールディングス株式会社
【英訳名】	KYOWA MEDICAL HOLDINGS Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池谷 保彦
【本店の所在の場所】	静岡県静岡市清水区草薙北3番18号
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	協和医科器械株式会社 取締役経営管理本部長 柴田 英治
【最寄りの連絡場所】	協和医科器械株式会社 静岡県静岡市清水区草薙北3番18号
【電話番号】	協和医科器械株式会社 054-345-8144
【事務連絡者氏名】	協和医科器械株式会社 取締役経営管理本部長 柴田 英治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	1,577,892,230円（注）
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

（注）本届出書提出日現在において未確定であるため、協和医科器械株式会社の平成21年3月31日における株主資本の額のうち資本金と資本準備金の合計額を記載しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	847,808株（注）1．2．3．	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。単元株式数は100株であります。（注）4．

（注）1．協和医科器械(株)の発行済株式総数8,478,080株（平成21年3月31日現在）に基づいて記載しており、実際に持株会社たる協和医科ホールディングス(株)（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。

- 2．普通株式は、平成21年4月13日に開催された協和医科器械(株)の取締役会決議（株式移転計画の承認及び臨時株主総会への付議）及び平成21年5月1日開催予定の協和医科器械(株)の臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき発行する予定です。
- 3．協和医科器械(株)は、当社の株式について、(株)ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定です。
- 4．振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

株式移転によることとします。（注）1．2．

- （注）1．普通株式は、当社成立の日の前日の協和医科器械(株)の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に、協和医科器械(株)の普通株式1株に対して0.1株の割合で割当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。協和医科器械(株)の平成21年3月31日における株主資本の額のうち資本金と資本準備金の合計額は1,577,892,230円であり、発行価額の総額のうち800,000,000円が資本金に組み入れられます。なお、1株に満たない割当株式につきましては、端数の合計数に相当する数の株式を買取による方法で処理する予定です。
- 2．当社は、ジャスダック証券取引所への上場申請手続きを行い、いわゆるテクニカル上場（株券上場審査基準第3条第5項第3号）により平成21年7月1日よりジャスダック証券取引所に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等について、株券上場審査基準に定める一定の形式基準を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4【株式の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

1. 株式移転の目的及び理由

協和医科器械(株)は、静岡県を中心に東海及び首都圏地域の医療機関向けに医療機器を販売する医療機器卸売企業であります。

同社が属する医療機器販売業界は、償還価格（注）のマイナス改定、広域に渡る医療機関による医療機器の共同購入の進展や経営改善に努める医療機関からの値下げ要求による販売価格の低下により、医療機器ディーラーの経営環境は引き続き厳しさを増しております。また、近年、医療機器を安全に提供するための納品体制や情報システムの整備等に関わるコスト負担増等、わが国の医療機器ディーラーを取り巻く環境は想定していた以上に大きく変化しており、経営の効率化を進めることが喫緊の課題となる中で、合併や業務提携の動きが加速しております。

このような状況を踏まえ、当社は、今後、同業他社との資本提携等を想定しており、多様化する医療機関のニーズへの対応、更なる業務効率の改善、国内市場での大幅な競争力アップを実現するため、持株会社制へ移行し、変化が著しい医療機器販売業界の事業環境に対応した事業再編の機動性や柔軟性を確保するとともに、将来的には仕入機能や物流機能等を持株会社に一元化することにより、スケールメリットを生かし、価格交渉力の向上や物流コストの低減を図ることで、今以上に成長を加速し、更なる企業価値の向上を実現してまいりたいと考えております。

（注）詳しくは、「第三部[企業情報]第2[事業の状況]-4[事業等のリスク]-（3）業界環境について - 償還価格の改定について」をご参照ください。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(1) 商号	協和医科ホールディングス株式会社 KYOWA MEDICAL HOLDINGS Co.,Ltd.		
(2) 事業内容	傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務		
(3) 本店所在地	静岡県静岡市清水区草薙北3番18号		
(4) 代表者及び役員 の就任予定	代表取締役社長	池谷 保彦	現協和医科器械(株)代表取締役社長 現(株)オズ取締役 現(株)エヌエイチエス静岡取締役
	取締役	平野 清	現協和医科器械(株)取締役 現(株)オズ取締役
	取締役	柴田 英治	現協和医科器械(株)取締役 現(株)オズ取締役
	取締役(社外)	遠山 峰輝	現協和医科器械(株)取締役 現(株)メディカルクリエイト代表取締役
	取締役(社外)	宮崎 清英	現協和医科器械(株)取締役
	監査役	田中 勉	現協和医科器械(株)監査役 現(株)オズ監査役
	監査役(社外)	大澤 恒夫	現協和医科器械(株)監査役 現大澤法律事務所代表 現大阪大学大学院客員教授 現桐蔭横浜大学法科大学院教授 現中央大学法科大学院客員教授
	監査役(社外)	神田 増男	現協和医科器械(株)監査役 現神田税理士事務所代表
(5) 資本金	800百万円		
(6) 純資産(連結)	未定		
(7) 総資産(連結)	未定		
(8) 決算期	6月30日		

提出会社の企業集団の概要

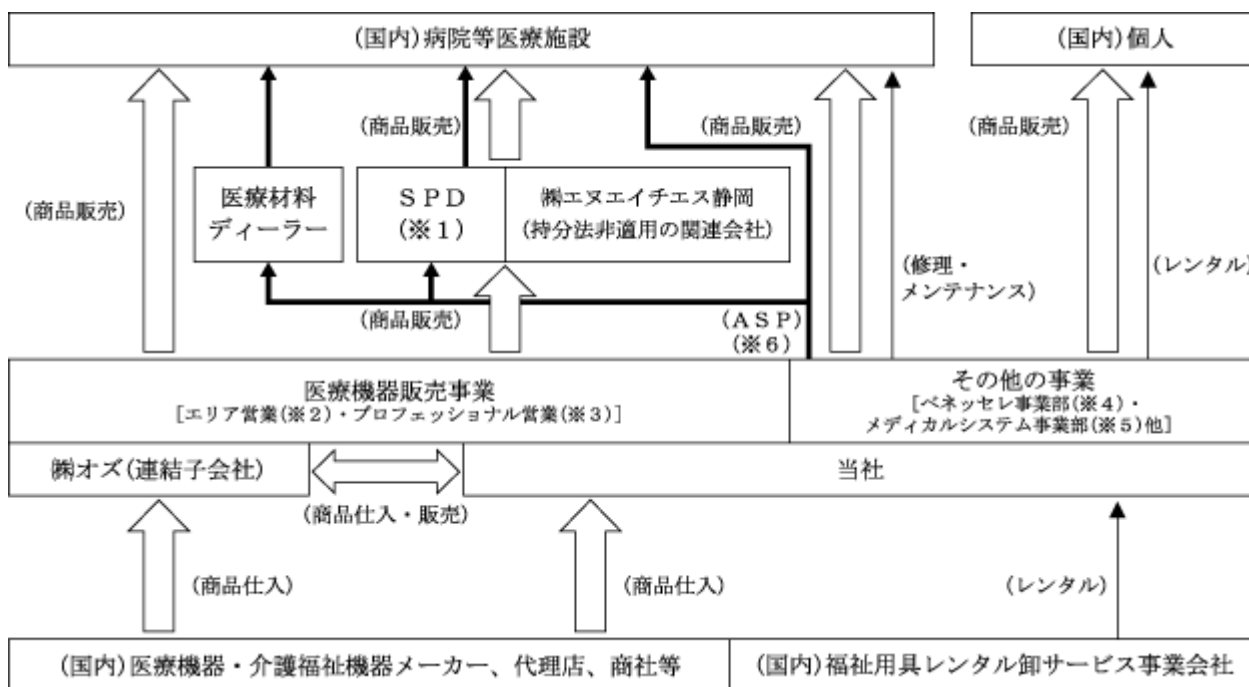
当社と協和医科器械(株)の状況は以下のとおりです。

協和医科器械(株)は、臨時株主総会による承認を前提として、平成21年7月1日（予定）を期して、株式移転により株式移転完全親会社たる当社を設立（以下「本株式移転」といいます。）することにしております。

会社名	住所	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容	議決権等 の所有割合 (%)	関係内容		資金援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借
					役員 (名)	従業員 (名)			
(連結子会社) 協和医科器械(株)	静岡県 静岡市 清水区	835,743	医療機器等 卸売事業	100.0	未定	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、協和医科器械(株)は、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となる協和医科器械(株)の最近事業年度末日時点の状況は、次のとおりです。

協和医科器械(株)と子会社等の状況を事業系統図によって示すと、次のとおりです。



1 SPD

Supply Processing & Distributionの略語で、病院が医療材料の物流管理を外注化し、病院所有の在庫の削減、病院側の物品管理作業の軽減を図るシステムのことであります。SPDの運用は、病院との契約により、医療機器販売会社又は専門の会社が行います。当社グループにおきましては、協和医科器械(株)並びに持分法非適用の関連会社である㈱エヌエイチエス静岡がSPDの運用を行っております。

2 エリア営業

日常的な機器・消耗品の供給、手術時に発生する緊急のオーダー等、医療現場全般のニーズに対し総合的に対応する営業を展開しております。

3 プロフェッショナル営業

専門的かつ高度な知識、密着したスタンスでのサポートが必要となる医療分野に対応する営業を展開しております。

4 ベネッセレ事業部

病院、リハビリセンター、介護・療養施設、個人等に向けた介護福祉機器の販売及びレンタル事業を行っております。

5 メディカルシステム事業部

医療材料の購買・在庫管理ソフトのASPサービスを国内の病院等への直接提供や医療機器ディーラーやSPD事業者サービスの構成要素として提供しております。

6 ASP

Application Service Providerの略語で、アプリケーションソフトをインターネット等を通じて顧客に提供する事業者のことをいいます。ユーザーは、ソフトウェアを個々に所有することなく、インターネット等を介して、サーバにインストールされたアプリケーションソフトの利用が可能となります。

関係会社の状況

名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱オズ	静岡県静岡市駿河区	20,000	医療機器販売事業	100.0	協和医科器械㈱から商品を仕入れております。 協和医科器械㈱に商品を販売しております。 協和医科器械㈱から仕入債務の連帯保証を受けております。 役員の兼任：4名

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、協和医科器械㈱は当社の完全子会社になる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 - 提出会社の企業集団の概要」の記載もご参照ください。

役員の兼任関係

未定です。

取引関係

当社の完全子会社である協和医科器械㈱と関係会社の取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 - 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

1. 株式移転計画の内容の概要

協和医科器械㈱は、臨時株主総会による承認を条件として、平成21年7月1日(予定)を期して、当社を株式移転設立完全親会社、協和医科器械㈱を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を平成21年4月13日開催の取締役会において作成いたしました。

本株式移転計画に基づき、協和医科器械㈱の普通株式1株につき当社の普通株式0.1株をもって割当て交付します。本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書(写)」のとおりであります。

2. 株式移転計画の内容

株式移転計画書（写）

協和医科器械株式会社（以下「甲」という。）は、単独株式移転の方法により株式移転設立完全親会社である協和医科ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）を設立するため、以下のとおり株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

本株式移転計画の定めるところに従い、甲は単独株式移転の方法により、新たに設立する乙の成立の日において、甲の発行済株式の全部を乙に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（乙の定款記載事項）

乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙「協和医科ホールディングス株式会社 定款」に記載のとおりとする。

第3条（乙の設立時取締役および設立時監査役の氏名ならびに設立時会計監査人の名称）

乙の設立時取締役および設立時監査役の氏名ならびに設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 設立時取締役 | 池谷 保彦（社長）
平野 清
柴田 英治
遠山 峰輝（社外取締役）
宮崎 清英（社外取締役） |
| (2) 設立時監査役 | 田中 勉
大澤 恒夫（社外監査役）
神田 増男（社外監査役） |
| (3) 設立時会計監査人 | 監査法人トーマツ |

第4条（乙が本株式移転に際して交付する株式およびその割当て）

1. 乙は、本株式移転に際して、甲の株主に対して、その有する甲の普通株式に代わり、乙の成立の日（第7条に定義する。以下同じ。）の前日最終の時点における甲の発行済株式の総数に0.1を乗じて得た数（但し、1株に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）の乙の普通株式を交付する。

2. 乙は、本株式移転に際して、前項の乙の普通株式を、乙の成立の日の前日の最終の甲の株主名簿に記載または記録された株主（但し、会社法第806条の規定に基づきその有する株式の買取りの請求をする甲の株主については、当該株主に代えて、甲が株主として記載または記録されているものとみなす。）に対して、その有する甲の普通株式に代わり、次のとおり割当てる。

甲の株主については、その有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式0.1株

第5条（乙の資本金および準備金の額）

乙の設立時における資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|--------|
| (1) 資本金の額 | 800百万円 |
| (2) 資本準備金の額 | 0円 |
| (3) 利益準備金の額 | 0円 |

第6条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、平成21年7月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、これを変更することができる。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

甲は、平成21年5月1日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。なお、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、上記の株主総会開催日を変更することができる。

第8条（乙の株式上場）

乙は、乙の成立の日に、その発行する株式のジャスダック証券取引所への上場を予定する。

第9条（乙の株主名簿管理人）

乙の株主名簿管理人は、日本証券代行株式会社とする。

第10条（剰余金の配当）

甲は、平成21年6月30日の最終の甲の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、1株当たり10円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。

第11条（事情変更）

本株式移転計画の作成後乙の成立の日に至るまでの間において、甲の財産または経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じまたは明らかとなった場合、その他本株式移転の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲は、本株式移転計画の条件その他本株式移転計画の内容を変更し、または本株式移転を中止することができる。

第12条（本株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、第7条に定める甲の本株式移転計画承認株主総会において本株式移転計画の承認および本株式移転に必要な事項の承認が得られない場合、または本株式移転につき法令に定める関係官庁等の承認等が得られない場合には、その効力を失うものとする。

本株式移転計画の作成を証するため、次に記名・押印する。

平成21年4月13日

甲：静岡県静岡市清水区草薙北3番18号
協和医科器械株式会社
代表取締役社長 池谷保彦

別紙「協和医科ホールディングス株式会社 定款」

第一章 総則

（商号）

第1条 当社は協和医科ホールディングス株式会社と称し、英文ではKYOWA MEDICAL HOLDINGS Co.,Ltd.と表示する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営む国内外の会社への出資または株式を取得、保有することによる当該会社の事業活動の支配および管理を目的とする。

- (1) 医療機器および、車椅子・介護ベッド・床ずれ防止マット等福祉用具の製造および販売
- (2) 医療機器および、車椅子・介護ベッド・床ずれ防止マット等福祉用具のレンタルおよびリース業務
- (3) 動物用医療機器の販売ならびにレンタルおよびリース業務
- (4) スポーツ用品・健康機器・ローヤルゼリー・杜仲茶・高麗人参等健康食品の販売
- (5) 中古医療機器および、車椅子・介護ベッド・床ずれ防止マット等中古福祉用具の販売
- (6) 医療機器および、車椅子・介護ベッド・床ずれ防止マット等福祉用具の修理業
- (7) 医薬品販売業
- (8) 動物用医薬品販売業
- (9) 毒物劇物一般販売業
- (10) 計量器販売業
- (11) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- (12) 訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護に関する業務
- (13) 住宅改修・住宅営繕等に関する業務
- (14) 介護保険法第8条第21項に基づく居宅介護支援事業
- (15) 管工事業（医療用）
- (16) 内装仕上工事業
- (17) コンピュータシステムの開発、販売およびコンピュータシステムを利用した情報サービス
- (18) 不動産の売買、賃貸、仲介および管理運営
- (19) 前各号に附帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を静岡県静岡市に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

（公告方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第二章 株式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、330万株とする。

（自己の株式の取得）

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（基準日）

第10条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

（株主名簿管理人）

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第12条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第三章 株主総会

（招集）

第13条 当社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

（招集権者および議長）

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等インターネット開示とみなし提供）

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

（議事録）

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第四章 取締役および取締役会

（員数）

第19条 当社の取締役は、12名以内とする。

（選任方法）

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第27条 取締役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第29条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（顧問および相談役）

第30条 取締役会の決議により、顧問および相談役を置くことができる。

（取締役の責任免除）

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第五章 監査役および監査役会

（員数）

第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。

（選任方法）

第33条 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

- 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（補欠監査役）

- 第35条 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第33条の規定を準用する。
3. 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。

（常勤の監査役）

- 第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集）

- 第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに監査役に対して発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）

- 第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

- 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

- 第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第六章 会計監査人

（選任方法）

- 第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

- 第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第44条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれが高い額とする。

第七章 計算

(事業年度)

第45条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(期末配当金)

第46条 当社は、株主総会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当)

第47条 当社は、取締役会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第48条 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払義務を免れる。

附則

(設立の方法)

第1条 当社の設立は、会社法第772条の株式移転による。

(最初の事業年度)

第2条 当社の最初の事業年度は、第45条の規定に関わらず、当社の設立の日から平成22年6月30日までとする。

(報酬等)

第3条 当社の最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬は、年額150百万円以内とし、当社の最初の定時株主総会終結の時までの監査役の報酬は、年額50百万円以内とする。

(最初の取締役の任期)

第4条 当社の最初の取締役の任期は、第21条第1項の規定に関わらず、当社の最初の定時株主総会終結の時までとする。

(附則の削除)

第5条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1．株式移転比率

会社名	協和医科ホールディングス株 (完全親会社)	協和医科器械株 (完全子会社)
株式移転比率	1.0	0.1

(注) 本株式移転に伴い、協和医科器械株の普通株式1株に対して新たに設立する当社の普通株式0.1株を割当交付いたします。

2．株式移転比率の算定根拠等

(1) 算定の根拠

本株式移転は、協和医科器械株単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであります。その中で、株式移転時の協和医科器械株の株主構成と当社の株主構成に変化は生じないことから1:1の株式移転比率を検討しておりましたが、1単元を100株とする投資単位の水準と現行の1株あたりの株価水準を勘案し、当社成立日の前日の協和医科器械株の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その有する協和医科器械株の普通株式1株につき、当社の普通株式0.1株を割当てることとしました。なお、1株に満たない割当株式につきましては、端数の合計数に相当する数の株式を買取による方法で処理する予定であります。

(2) 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記(1)の理由により、第三者機関による算定は行っておりません。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

(1) 買取請求権の行使の方法について

協和医科器械株の株主が、その有する協和医科器械株の普通株式につき、協和医科器械株に対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成21年5月1日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を協和医科器械株に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、協和医科器械株が、上記臨時株主総会の決議の日(平成21年5月1日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 議決権の行使の方法について

議決権の行使の方法としては、平成21年5月1日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、当日出席できない場合は、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、平成21年4月30日(木曜日)営業時間終了のとき(午後5時30分)までに議決権を行使することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

(3) 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、当社の成立の日の前日の最終の協和医科器械株の株主名簿に記載または記録された協和医科器械株の株主に割当てられます。株主は、自己の協和医科器械株の株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

2. 組織再編成対象会社の新株予約権に関する取扱い

(1) 新株予約権の買取請求権の行使の方法について

該当事項はありません。

なお、協和医科器械(株)は、本届出書提出日現在、新株予約権付社債を発行していません。

(2) 組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

当社は、新株予約権証券を発行いたしませんので、特段の手続きは不要です。

7【組織再編成に関する手続】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性の事項を記載した書面を、協和医科器械(株)の本店に平成21年4月16日より備置く予定です。は、平成21年4月13日開催の協和医科器械(株)の取締役会において承認された株式移転計画です。は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。これらの書類は、協和医科器械(株)の本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備置します。

2. 臨時株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成21年3月31日	臨時株主総会基準日
平成21年4月13日	本株式移転計画承認取締役会
平成21年5月1日(予定)	本株式移転計画承認臨時株主総会
平成21年7月1日(予定)	当社設立登記日(効力発生日)
平成21年7月1日(予定)	当社株式上場日

ただし、本株式移転手続の進行上その他の事情により必要な場合は、日程を変更する場合があります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

(1) 株式について

協和医科器械(株)の株主が、その有する協和医科器械(株)の普通株式につき、協和医科器械(株)に対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成21年5月1日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を協和医科器械(株)に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、協和医科器械(株)が、上記臨時株主総会の決議の日(平成21年5月1日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 新株予約権について

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

当社は、新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、当社の完全子会社となる協和医科器械(株)の最近連結会計年度の主要な経営指標は以下のとおりであります。これら協和医科器械(株)の経営指標は、当社の経営指標に反映されるものと考えられますが、当社の主要な経営指標としては、監査法人の監査証明を受けているものではありません。

主要な経営指標等の推移
連結経営指標等

回次	第46期	第47期	第48期	第49期	第50期
決算年月	平成16年6月	平成17年6月	平成18年6月	平成19年6月	平成20年6月
売上高 (千円)	43,635,425	45,279,947	48,353,110	49,511,820	53,989,418
経常利益 (千円)	235,591	663,435	650,775	436,541	514,578
当期純利益 (千円)	50,705	301,913	308,253	243,035	273,682
純資産額 (千円)	2,313,296	2,683,511	2,989,435	4,177,438	4,390,454
総資産額 (千円)	13,994,255	15,003,198	15,903,301	16,224,407	17,113,296
1株当たり純資産額 (円)	8,321.26	8,873.44	496.47	498.31	518.16
1株当たり当期純利益 (円)	218.95	1,038.28	51.19	31.51	32.62
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)				29.57	31.69
自己資本比率 (%)	16.5	17.9	18.8	25.7	25.7
自己資本利益率 (%)		12.1	10.9	6.8	6.4
株価収益率 (倍)				12.3	9.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	213,045	1,305,240	1,758,820	134,031	686,706
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	122,114	584,134	54,703	234,886	101,049
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	104,582	515,079	779,020	286,799	71,854
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	371,749	1,746,045	2,780,548	2,966,492	2,106,881
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	495 〔69〕	511 〔67〕	543 〔72〕	556 〔71〕	549 〔66〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第46期、第47期及び第48期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高がありますが、協和医科器械(株)株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

3. 第46期、第47期及び第48期の株価収益率は、協和医科器械(株)株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 協和医科器械(株)は、平成15年12月1日付で株式1株につき1.5株、平成18年5月31日付で株式1株につき20株の株式分割を行っております。そこで、ジャスダック証券取引所の公開引受責任者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書』における1株当たり指標の遡及修正数値の取扱いについて」（平成20年4月3日付JQ証（上審）20第2号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

なお、当該数値については監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第46期	第47期	第48期
決算年月	平成16年6月	平成17年6月	平成18年6月
1株当たり純資産額（円）	416.06	443.67	496.47
1株当たり当期純利益（円）	10.94	51.91	51.19

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 - 第2 統合財務情報」記載のとおりです。

2【沿革】

- 平成21年4月13日 協和医科器械(株)は、本株式移転計画を作成し、株主総会に付議すべき本株式移転に関する議案の内容を取締役会で決議
- 平成21年5月1日 協和医科器械(株)の臨時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、協和医科器械(株)がその完全子会社となることについて決議（予定）
- 平成21年7月1日 協和医科器械(株)が株式移転の方法により当社を設立（予定）
当社の普通株式をジャスダック証券取引所に上場（予定）

なお、協和医科器械(株)の沿革につきましては、協和医科器械(株)の有価証券報告書（平成20年9月26日提出）記載のとおりです。

3【事業の内容】

当社は、医療機器の販売及びメンテナンス、介護福祉機器の販売及びレンタル等を行う傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行う予定です。

また、当社の完全子会社となる協和医科器械(株)及びその関連会社で構成される当社グループの主な事業の内容は以下のとおりです。

(1) 医療機器販売事業

国内の医療機器メーカー・代理店・商社等より仕入れた医療機器（備品・消耗品）を国内の病院等医療施設に販売しており、当社グループの基幹となる事業であります。

(2) その他の事業

介護福祉機器の販売及びレンタル事業

国内の介護福祉機器メーカー・代理店・商社等より仕入れた介護福祉機器（備品・消耗品）を国内の病院等医療施設及び一般個人に販売しております。また、介護福祉機器の一般個人へのレンタルを行っております。

医療機器の修理及びメンテナンス事業

当社グループが病院等医療施設に販売した医療機器の修理及びアフターサービス、病院等医療施設との保守契約に基づく医療機器全般のメンテナンスを行っております。

医療材料の購買・在庫管理ソフトのASPサービス事業

医療材料の購買・在庫・消費を最適化するための各種分析機能を内包した業務アプリケーションを国内の病院等医療施設・医療材料ディーラー・SPD事業者向けに提供しております。

なお、当該事業に携わっている主要な関係会社については、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 - 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 - 1 組織再編成の目的等 - 2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 - （1）提出会社の企業集団の概要 - 提出会社の企業集団の概要」記載の事業系統図をご参照ください。

4【関係会社の状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる協和医科器械(株)の関係会社の状況につきましては、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 - 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 - 1 組織再編成の目的等 - 2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 - （1）提出会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる協和医科器械(株)の連結会社の平成20年12月31日の従業員の状況は以下のとおりです。

平成20年12月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
医療機器販売事業	433〔57〕
その他の事業	64〔11〕
全社(共通)	49〔4〕
合計	546〔72〕

(注) 1 . 従業員数は協和医科器械(株)の連結会社から他社への出向者を除き、他社から協和医科器械(株)の連結会社への出向者を含む就業人員であります。

2 . 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(3) 労働組合の状況

当社の完全子会社となる協和医科器械(株)において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる協和医科器械(株)の業績等の概要については、協和医科器械(株)の有価証券報告書（平成20年9月26日提出）及び四半期報告書（平成20年11月14日及び平成21年2月13日提出）をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる協和医科器械(株)の生産、受注及び販売の状況については、協和医科器械(株)の有価証券報告書（平成20年9月26日提出）及び四半期報告書（平成20年11月14日及び平成21年2月13日提出）をご参照ください。

3【対処すべき課題】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる協和医科器械(株)の対処すべき課題については、協和医科器械(株)の有価証券報告書（平成20年9月26日提出）及び四半期報告書（平成20年11月14日及び平成21年2月13日提出）をご参照ください。

4【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転により協和医科器械(株)の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における協和医科器械(株)の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうることを想定されます。協和医科器械(株)の事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において協和医科器械(株)が判断したものであります。

(1) 業績の変動について

当社グループの販売高の75%程度が病院等の医療機関であります。また、公的病院等への販売高は40%程度であります。当該病院等は年度末にかけて設備投資を集中して行う傾向があるため当社グループの販売高は毎年2月から3月にかけて他の月より高くなり、これに連動して利益も当該時期に増加する傾向があります。また、医療機関の新築、移転、増築が行われる際には、多額の医療機器の一括購入が発生し、一時的に販売高が増加する場合があります。従って、当社グループの四半期又は半期の経営成績は、通期の経営成績に連動するものではなく、四半期又は半期の経営成績だけをもって、通期の経営成績を予想することは困難であります。

四半期・半期ごとの経営成績の状況

(単位 百万円)

			平成18年6月期(連結)		平成19年6月期(連結)		平成20年6月期(連結)	
			金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
売上高	上半期	第1Q	10,395	21.5	12,626	25.5	13,256	24.5
		第2Q	12,584	26.0	12,359	25.0	14,071	26.1
			22,979	47.5	24,985	50.5	27,327	50.6
	下半期	第3Q	14,208	29.4	13,094	26.4	14,468	26.8
		第4Q	11,164	23.1	11,431	23.1	12,193	22.6
	通期		25,373	52.5	24,526	49.5	26,662	49.4
		48,353	100.0	49,511	100.0	53,989	100.0	
営業利益	上半期	第1Q	46	8.4	23	7.2	101	27.0
		第2Q	197	35.7	121	37.0	151	40.1
			243	44.1	144	44.2	253	67.1
	下半期	第3Q	335	60.6	234	71.6	183	48.6
		第4Q	26	4.7	51	15.8	59	15.7
			309	55.9	182	55.8	124	32.9
通期		553	100.0	327	100.0	377	100.0	
経常利益	上半期	第1Q	71	11.0	32	7.4	131	25.5
		第2Q	218	33.5	148	33.9	184	35.9
			289	44.5	180	41.3	315	61.4
	下半期	第3Q	358	55.1	262	60.1	216	42.0
		第4Q	2	0.4	6	1.4	17	3.4
			361	55.5	256	58.7	198	38.6
通期		650	100.0	436	100.0	514	100.0	

(2) 特定の営業地域への集中について

当社グループは静岡県を本拠地として山梨県、神奈川県、愛知県、東京都と営業地域の拡大を果たし、今後、成長戦略として神奈川県、愛知県、東京都のシェア拡大と収益性改善を計画しておりますが、平成20年6月期における本拠地である静岡県の販売高は全販売高の55.0%を占めております。従って、静岡県での営業状況によって当社グループの業績及び財政状態は変動する可能性があります。

都県別販売実績

(単位 百万円)

	平成19年6月期(連結)		平成20年6月期(連結)	
	売上高	構成比	売上高	構成比
静岡県	30,095	60.8%	29,707	55.0%
東京都	2,205	4.5%	2,703	5.0%
神奈川県	5,949	12.0%	6,885	12.8%
愛知県	8,751	17.7%	12,515	23.2%
山梨県	2,434	4.9%	2,097	3.9%
長野県	74	0.1%	79	0.1%
総計	49,511	100.0%	53,989	100.0%

(3) 業界環境について

国の医療政策について

平成15年4月より、診療報酬に関し、包括医療制度が特定機能病院（注）を対象として実施されました。包括医療制度は、診断群（病名、手術等の組合せ）ごとに、実際に行われる検査・診断の有無、投薬・注射の種類や量等とは無関係に1日当たりの保険点数を一定に定めることで診療報酬の増加を防ぐことを目的とした制度であり、この制度を導入した病院では医療機器の使用を抑制する傾向があります。従って、包括医療制度等の診療報酬の抑制を目的とする診療報酬制度や医療保険制度等の実施により、当社グループの販売額や収益は変動する可能性があります。

（注）特定機能病院とは、地域の中核病院や大学病院等、先進的な技術や設備を備え、高度医療や研究開発、医師の研修等を行う施設として国に指定された医療機関であります。

償還価格の改定について

償還価格とは、公的医療保険制度において医療機関が診療報酬として保険機関（一部は患者の負担）に請求できる代金のうち、医療材料として請求できる材料（特定保険医療材料）の請求価格であります。原則2年に1回行われる診療報酬の改定に伴い償還価格も改定されますが、改定価格は各々の医療材料によりすべて異なります。また、医療機関への販売価格及び仕入先からの仕入価格は、償還価格を基準にするものの、一定ではないことから、償還価格の改定による収益への影響額を事前に算定することは困難であります。しかしながら、当社グループが販売しております償還価格の対象となる特定保険医療材料は当社グループの販売高の30%程度を占めております。従って、償還価格の改定により、当社グループの販売額や収益は変動すると考えられます。

(4) 今後の経営戦略について

医療構造改革の推進（医療費抑制政策）に伴う医療施設の減少や複数の医療機関による共同購買の進展は当社グループが属する医療機器販売業界においてM&Aや業務提携等による業界の再編成を促進するものと予想されます。このような状況の中、当社グループは経営戦略としてM&Aを推進していく方針であります。医療機器販売業界は中小規模の企業が多く、そのほとんどが非上場であり、財務内容の精緻化及び透明性において十分ではないものと認識しております。従って、事前調査は細心の注意を払い可能な限り正確に実施する考えであります。買収・合併後に簿外債務やコンプライアンス上の問題が発生する可能性があります。また、企業文化の融合や人事交流が円滑に実施できず人材が流出したり社内の融和が進まない場合、あるいは基幹システムや業務手順の統合が徹底できない場合等には、業務の効率化やシナジー効果等、予測された効果が発揮できない可能性があります。

(5) 法的規制について

当社グループの事業に係る法的規制について

a 医療機器販売に係る薬事法について

医療機器販売に係る安全対策の抜本的な見直し等を目的として、平成17年4月に「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」が施行されました。これにより、高度管理医療機器（注1）、特定保守管理医療機器（注2）及び動物用高度管理医療機器を取扱う医療機器販売業者については、従来の届出制から許可制に移行することとなりました。また、本許可を取得するための要件として、販売管理者の設置や市販後のトレーサビリティ（履歴管理）のための情報化整備等、安全管理のための体制強化が義務付けられております。当社グループでは全営業拠点に販売管理者を設置して安全管理体制の強化を実施するとともにトレーサビリティシステムを導入して、各都県知事より許可を取得しておりますが、何らかの事情により、本法令に違反する行為があった場合、その事業所に対し高度管理医療機器の販売業及び賃貸業の許可取り消し処分等が下されることにより、当社グループの販売額や収益は変動する可能性があります。

（注1）高度管理医療機器とは、副作用、機能障害を生じた場合、人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある医療機器と定められています。

（注2）特定保守管理医療機器とは、保守点検、修理その他の管理に専門的な知識及び技能を必要とし、その適正な管理を行わなければ疾病の診断、治療又は予防に重大な影響を与える恐れがある医療機器と定められています。

b 生物由来製品の販売に係る薬事法について

平成15年7月に改正された薬事法第68条の9により、医療機器販売業者は、事業所毎に生物由来製品（注）を販売した際、販売先の住所・氏名その他厚生労働省令で定める事項に関する情報を、当該生物由来製品の製造承認取得者等（医療機器製造業者及び輸入販売業者）に提供することが義務付けられています。当社グループは生物由来製品を販売しているため、上記法令に従って、生物由来製品の販売情報を製造承認取得者に通知しておりますが、何らかの事情により上記義務を怠った場合には、その事業所に対し高度管理医療機器の販売業及び賃貸業の許可取り消し処分等が下されることにより、当社グループの販売額や収益は変動する可能性があります。

（注）生物由来製品とは、植物を除く人その他の生物の細胞、組織等に由来する原料又は材料を用いた医薬品、医療機器等のうち、保健衛生上特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する製品をいいます。

c 医薬品の販売に係る薬事法について

当社グループは医療機器に付帯する医薬品、体外診断用試薬（注）等を販売しております。これらの製品を販売するには薬事法に基づき管理責任者の設置や保管設備の整備等が義務付けられています。当社グループは全営業拠点に管理責任者を設置するとともに品質管理体制を整備して、各都県知事より許可を取得しておりますが、何らかの事情により上記要件を満たせなくなった場合、その事業所に対し医薬品販売業等の許可取り消し処分等が下されることにより、当社グループの販売額や収益は変動する可能性があります。

（注）血液や尿などをもとに体内の異常・変化を検査する薬品をいいます。

d 毒物及び劇物取締法について

当社グループが販売している臨床検査用試薬の一部に毒物又は劇物の指定を受けている製品があります。当該製品の販売につきましては毒物及び劇物取締法に基づき取扱責任者の設置、保管場所の制限、受渡書の保存等が義務付けられています。当社グループでは該当製品を販売する営業拠点はすべて毒物劇物取扱責任者を設置し安全管理体制を整備して、各都県知事の登録を受けておりますが、何らかの事情により本法令の基準に適合しなくなったと認められた場合、その事業所に対し登録取り消し処分等が下されることにより、当社グループの販売額や収益は変動する可能性があります。

e 福祉用具販売事業に係る介護保険法について

平成18年4月の介護保険法の改正により、居宅介護福祉用具購入費の支給対象となる特定福祉用具（注1）は、都道府県知事より指定を受けた特定福祉用具販売事業者（注2）又は特定介護予防福祉用具販売事業者（注3）から購入されたものであると改正されました。協和医科器械(株)ベネッセレ事業部では、特定福祉用具の販売に当たり、全営業拠点に管理者及び福祉用具専門相談員を設置し安全管理体制を整備して、各都県知事より特定福祉用具販売事業者及び特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を受けておりますが、何らかの事情により当該要件を満たせなくなった場合、その事業所に対し指定取り消し処分等が下されることにより、当社グループの販売額や収益は変動する可能性があります。

（注1）居宅介護福祉用具購入費の支給対象となる特定福祉用具とは、腰掛便座、特殊尿器、入浴補助具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、の5種目をいいます。

（注2）特定福祉用具販売事業者とは、介護保険法の要介護度1～5の要介護者を対象に特定福祉用具を販売する事業者をいいます。

（注3）特定介護予防福祉用具販売事業者とは、介護保険法の要支援度1～2の要支援者を対象に特定福祉用具を販売する事業者をいいます。

f 福祉用具貸与事業に係る介護保険法について

平成18年4月の介護保険法の改正により、介護保険法の支給対象となる福祉用具を貸与する事業者は、都道府県知事より福祉用具貸与事業者（注1）又は介護予防福祉用具貸与事業者（注2）の指定を受けることが義務付けられました。協和医科器械㈱ベネッセ事業部では、福祉用具の貸与に当たり、全営業拠点に管理者及び福祉用具専門相談員を設置し安全管理体制を整備して、各都県知事より福祉用具貸与事業者及び介護予防福祉用具貸与事業者の指定を受けておりますが、何らかの事情により当該要件が満たせなくなった場合、その事業所に対し指定取り消し処分等が下されることにより、当社グループの販売額や収益は変動する可能性があります。

（注1）福祉用具貸与事業者とは、介護保険法の要介護度1～5の要介護者を対象に福祉用具を貸与する事業者をいいます。

（注2）介護予防福祉用具貸与事業者とは、介護保険法の要支援度1～2の要支援者を対象に福祉用具を貸与する事業者をいいます。

当社グループの事業及び商品等に対する法的規制の内容

対象	法令等名	監督官庁	法的規制の内容
高度管理医療機器等販売業・賃貸業	薬事法	都県	薬事法第39条第1項の規定により許可を受けております。
動物用高度管理医療機器等販売業・賃貸業	薬事法	都県	薬事法第39条第1項の規定により許可を受けております。
医薬品販売業	薬事法	都県	薬事法第24条第1項の規定により卸売一般販売業の許可を受けております。
毒物劇物一般販売業	毒物及び劇物取締法	都県	毒物及び劇物取締法第4条の規定により登録を受けた業者であることを認可されております。
指定居宅サービス事業者	介護保険法	県	介護保険法第41条第1項により指定業者の通知を受けております。

公正競争規約について

当社グループは、医療機器を公正で自由な競争秩序の下に適正な価格で提供するため、自主規制団体である医療機器業公正取引協議会（以下「公取協」という。）にて制定した医療機器業公正競争規約（以下「公正競争規約」という。）を遵守しております。

当業界におきましては、医療機器の安全で適切な使用を担保するため、医療機関からの要望に応じ、医療現場において医療機器に関する情報を提供する行為（いわゆる「立会い」）を行う場合がありますが、この「立会い」業務に係り、平成20年4月より公正競争規約に基づく運用基準（「医療機関等における医療機器の立会いに関する基準」）が施行され、一定の規制が設けられました。

当社グループは、適正な「立会い」を行うため、社員に当該基準を周知徹底し、医療機関にもご理解・ご協力いただくよう努めておりますが、当該基準の内容に係る当社の理解や解釈に齟齬があった場合、公正競争規約違反に問われ、販売停止や信頼低下等により、当社グループの販売額や収益は変動する可能性があります。

個人情報の管理

当社グループで取扱う個人情報は、主に個人販売先や従業員の情報であります。機密漏洩防止規程、情報システム管理規程及び個人情報管理マニュアル等に基づき、適切な個人情報保護を図っております。しかし、予期せぬ事件・事故等で個人情報が漏洩した場合、損害賠償や信頼低下等により、当社グループの販売額や収益は変動する可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる協和医科器械(株)の研究開発活動については、協和医科器械(株)の有価証券報告書（平成20年9月26日提出）をご参照ください。

7【財政状態及び経営成績の分析】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる協和医科器械(株)の財政状態及び経営成績の分析については、協和医科器械(株)の有価証券報告書（平成20年9月26日提出）及び四半期報告書（平成20年11月14日及び平成21年2月13日提出）をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる協和医科器械(株)の設備投資等の概要については、協和医科器械(株)の有価証券報告書（平成20年9月26日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる協和医科器械(株)の主要な設備の状況については、協和医科器械(株)の有価証券報告書（平成20年9月26日提出）及び四半期報告書（平成20年11月14日及び平成21年2月13日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる協和医科器械(株)の設備の新設、除却等の計画については、協和医科器械(株)の有価証券報告書（平成20年9月26日提出）及び四半期報告書（平成20年11月14日及び平成21年2月13日提出）をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

平成21年7月1日時点の当社の状況は以下のとおりです。

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,300,000
計	3,300,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	847,808	ジャスダック証券取引所	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。単元株式数は100株であります。
計	847,808	-	-

(注) 協和医科器械(株)の発行済株式総数8,478,080株(平成21年3月31日現在)に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成21年7月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりです。

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成21年7月1日	847,808	847,808	800,000	800,000	-	-

(注) 協和医科器械(株)の発行済株式総数8,478,080株(平成21年3月31日現在)に基づいて記載しており、平成21年7月1日時点の当社の発行済株式総数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる協和医科器械(株)の平成20年6月30日現在の所有者別状況は以下のとおりです。

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）		7	5	38	1		988	1,039	
所有株式数（単元）		737	47	477	61		7,144	8,466	12,080
所有株式数の割合（%）		8.70	0.56	5.63	0.72		84.39	100.00	

- (注) 1. 自己株式5,077株は、「個人その他」に5単元、「単元未満株式の状況」に77株含まれております。
 2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が12単元含まれております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる協和医科器械(株)の平成20年6月30日現在の議決権の状況は以下のとおりです。

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式8,461,000	8,461	-
単元未満株式	普通株式 12,080	-	-
発行済株式総数	8,478,080	-	-
総株主の議決権	-	8,461	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が12,000株(議決権12個)含まれております。

2. 「単元未満株式」欄には、自己株式が77株含まれております。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成21年7月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりませんが、当社の完全子会社となる協和医科器械(株)の平成20年6月30日現在の自己株式については、以下のとおりです。

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 協和医科器械(株)	静岡県静岡市 清水区草薙北 3番18号	5,000	-	5,000	0.05
計	-	5,000	-	5,000	0.05

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社が新設会社であるため、未定です。また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により平成21年7月1日に設立予定であるため、該当事項はありません。

当社の配当につきましては、株主総会の決議により定める予定であります。ただし、中間配当（会社法第454条第5項に定める剰余金の配当）につきましては、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める予定であります。

4【株価の推移】

当社においては株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる協和医科器械(株)の株価の推移は以下のとおりです。

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第46期	第47期	第48期	第49期	第50期
決算年月	平成16年6月	平成17年6月	平成18年6月	平成19年6月	平成20年6月
最高(円)	-	-	-	514	398
最低(円)	-	-	-	329	200

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

なお、平成18年9月15日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年9月	10月	11月	12月	平成21年1月	平成21年2月
最高(円)	263	305	270	295	308	297
最低(円)	220	205	240	240	281	267

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

5【役員 の 状 況】

就任予定の当社の役員 の 状 況 は、以下 の と お り で あ り ま す。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数
代表取締役社長		池谷保彦	昭和29年1月16日	昭和51年4月 昭和53年6月 昭和60年12月 平成3年8月 平成6年7月 平成9年8月 平成12年10月 平成13年9月 平成18年1月 平成20年4月 平成20年6月	村中医療器(株)入社 協和医科器械(株)入社 (株)オズ取締役就任(現任) 協和医科器械(株)取締役営業部長兼浜松支店長就任 同社常務取締役営業本部長就任 同社東海営業本部長就任 (株)エヌエイチエス静岡取締役就任(現任) 協和医科器械(株)代表取締役就任(現任) 静岡県医科器械協会(現静岡県医療機器販売業協会)会長就任(現任) 日本医療機器学会理事就任(現任) 日本医療機器販売業協会副会長就任(現任)	(注)3	1,058千株 (1,058百株)
取締役		平野 清	昭和27年3月28日	昭和42年3月 平成7年7月 平成11年7月 平成16年9月 平成17年9月 平成17年10月 平成19年9月	協和医科器械(株)入社 同社沼津支店長就任 (株)オズ営業本部長就任 同社執行役員就任 同社代表取締役就任 協和医科器械(株)執行役員就任 同社取締役就任(現任) 同社常務執行役員就任(現任) (株)オズ取締役就任(現任)	(注)3	48千株 (48百株)
取締役		柴田英治	昭和30年9月24日	昭和53年3月 平成12年7月 平成14年7月 平成17年10月 平成19年9月	協和医科器械(株)入社 同社総務部(現総務部門)部長就任 同社内部監査室長就任 同社執行役員就任 同社取締役就任(現任) 同社常務執行役員就任(現任) (株)オズ取締役就任(現任)	(注)3	60千株 (60百株)
取締役		遠山峰輝	昭和40年10月24日	平成3年4月 平成12年5月 平成14年9月 平成16年2月 平成17年12月 平成18年11月 平成19年7月	マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 (株)メディカルクリエイト代表取締役社長就任 協和医科器械(株)取締役就任(現任) (株)先端機能画像医療研究センター取締役就任(現任) (株)ケア・アソシエイツ(現：(株)アルテディア)代表取締役CEO就任 (株)磐梯アルテディアメディカルパートナーズ代表取締役就任 (株)メディカルクリエイト代表取締役社長就任(現任)	(注)3	
取締役		宮崎清英	昭和20年3月9日	昭和43年4月 平成7年6月 平成7年6月 平成10年4月 平成11年3月 平成11年6月 平成12年2月 平成12年4月 平成12年6月 平成17年5月 平成17年9月 平成18年10月	新日本証券(株)(現：新光証券(株))入社 同社取締役就任 同社管理本部副本部長就任 同社常務取締役就任 同社法務部長就任 同社常務執行役員就任 同社業務管理部長就任 新光証券ビジネスサービス(株)顧問就任 同社代表取締役社長就任 同社顧問就任 (株)アトムシステム常勤監査役就任 協和医科器械(株)取締役就任(現任) (株)ティーズフューチャー取締役就任	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数	
監査役 (常勤)		田中 勉	昭和13年 5月17日	昭和32年4月 昭和36年10月 昭和50年8月 平成10年10月 平成12年7月 平成13年10月 平成15年9月	服部猛商店入社 精工医科電機(株)入社 協和医科器械(株)入社 同社取締役就任 (株)オズ取締役就任 協和医科器械(株)常務取締役就任 同社常勤監査役就任(現任) (株)オズ監査役就任(現任)	(注)4	121千株 (121百株)	
監査役		大澤恒夫	昭和29年 1月15日	昭和53年10月 昭和56年4月 昭和61年4月 平成14年9月 平成16年4月 平成17年4月 平成19年4月	司法試験合格 第33期司法修習生 弁護士登録 日本アイビーエム(株)(現:日本IBM(株))法務部 社内弁護士 大澤法律事務所代表就任(現任) 協和医科器械(株)監査役就任(現任) 大阪大学大学院客員教授(現任) 桐蔭横浜大学法科大学院教授(現任) 中央大学法科大学院客員教授(現任)	(注)4		
監査役		神田増男	昭和20年 2月6日	昭和38年4月 平成11年7月 平成12年7月 平成14年7月 平成15年7月 平成16年8月 平成19年9月	名古屋国税局総務部入署 伊勢税務署長就任 税務大学校名古屋研修所長就任 福岡国税不服審判所部長審判官就任 静岡税務署長就任 税理士登録 神田税理士事務所代表就任(現任) 協和医科器械(株)監査役就任(現任)	(注)4		
計								1,287千株 (1,287百株)

- (注) 1. 取締役 遠山峰輝及び宮崎清英は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 大澤恒夫及び神田増男は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成21年7月1日である当社の設立日より、平成22年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成21年7月1日である当社の設立日より、平成25年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 役名及び職名は、本届出書提出日現在において予定している役名及び職名を記載しています。
6. 所有株式数のカッコ内は、割当てられる当社株式数であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は「地域医療への貢献」という経営理念のもと、企業価値の最大化を目指す観点から経営判断の基準を「利潤の追求」と「社会的責任」に置きます。

さらに、「企業は株主のものであり、取締役は株主の経営執行の代行者である」という認識から株主、取引先、従業員など、すべてのステークホルダーとの間で緊張感のある協力関係を築く必要があると考えております。そのため、当社では、効率的かつ健全で透明性を確保した企業経営が重要であると考えており、さまざまな取り組みを通じてコーポレート・ガバナンスの徹底に努めます。

(2) 会社の機関の内容

取締役会

取締役の員数を12名以内とし、毎月1回以上の取締役会を開催する予定であります。重要事項の決定に関しては、必要に応じて臨時取締役会を開催する予定であります。なお、取締役のうち2名は社外取締役となる予定であります。

監査役会

監査役の員数を5名以内とし、毎月1回の監査役会に加え、随時必要に応じて臨時監査役会を開催する予定であります。

監査役監査

監査役監査については、当社の各部門に対する監査のほか、子会社に対する監査も実施し、それぞれの部門責任者、子会社の役員に対するヒアリングを行う予定であります。なお、監査役のうち3名は社外監査役となる予定であります。

内部監査

当社では、内部監査室を設置し、当社の各部門及び子会社に対する内部監査を通じて会社の業務活動が適正かつ効率的に行われているかを監査する予定であります。

監査法人

当社は、会計監査人として、監査法人トーマツと監査契約を締結する予定であります。

弁護士

当社は、日常業務において法令遵守が実行できる環境を整えるべく顧問弁護士と顧問契約を締結する予定であります。当社は、株主総会、取締役会、監査役会、内部監査室といった機関を適切に機能させ、企業としての適法な運営を行っていく予定であります。

(3) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

会計監査人との連携については、会計監査人から経営者に対して行われる監査報告に、監査役、内部監査室長が臨席し、会計監査の過程、結果を確認していく予定であります。

(4) 内部統制システムの整備の状況及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、当社の完全子会社となる協和医科器械(株)が平成20年4月に策定した「コンプライアンスガイドライン」を継承し、会社設立後、代表取締役を委員長とする「コンプライアンスリスク委員会」を設置し、管理・モニタリングを行い、取締役会で承認する予定の各種規程に基づき社内における企業倫理の徹底に取り組むとともに、弁護士・監査法人・顧問税理士等の外部機関より適宜アドバイスを得る体制を構築する予定であります。

内部統制システム及びリスク管理体制については、当社の完全子会社となる協和医科器械(株)の体制を継承し、管理・運営に努めます。

(5) 役員報酬の内容

当社の最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬限度額は、年額150百万円以内、監査役の報酬限度額は、年額50百万円以内とする予定であります。

(6) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係
社外取締役2名及び社外監査役2名と当社との間に特別な利害関係はありません。

(7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う予定であります。また、累積投票によらないものとする予定であります。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定める予定であります。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(9) 責任免除及び責任限定契約の内容の概要

当社の取締役及び監査役（取締役または監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除できる旨を定款に定める予定であります。取締役会の決議にする理由は、職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするものであります。

また、当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役につきましては300万円以上であらかじめ定めた金額または法令の定める限度額まで、社外監査役につきましては200万円以上であらかじめ定めた金額または法令の定める限度額までとする予定であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られる予定であります。

(10) 責任限定契約について

当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。

(11) 中間配当の決定機関

当社は、取締役会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定める予定であります。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(12) 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定であります。

第5【経理の状況】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる協和医科器械(株)の経理の状況については、協和医科器械(株)の有価証券報告書（平成20年9月26日提出）及び四半期報告書（平成20年11月14日及び平成21年2月13日提出）をご参照ください。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおり予定しております。

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	9月中
基準日	6月30日
株券の種類	該当事項はありません。
剰余金の配当の基準日	12月31日、6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	該当事項はありません。
株主名簿管理人	該当事項はありません。
取次所	該当事項はありません。
名義書換手数料	該当事項はありません。
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社
株主名簿管理人	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社
取次所	日本証券代行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載アドレス：未定
株主に対する特典	未定

(注) 当社の株主は、定款の定めによりその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、当該法令施行日を効力発生日として、定款における株券を発行する旨の定めを削除したものとみなされ、当社は株券不発行会社となっております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第50期（自平成19年7月1日至平成20年6月30日）

平成20年9月26日東海財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第51期第1四半期（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）

平成20年11月14日東海財務局長に提出

事業年度第51期第2四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）

平成21年2月13日東海財務局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成21年4月13日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成21年4月13日に東海財務局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

協和医科器械株式会社本店（静岡県静岡市清水区草薙北3番18号）

株式会社ジャスダック証券取引所（東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号）

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる協和医科器械(株)の平成20年6月30日の株主の状況は、以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の 割合(%)
協和医科器械従業員持株会	静岡県静岡市清水区草薙北3番18号	1,348	15.90
池谷 保彦	静岡県静岡市清水区	1,058	12.48
永田 幸夫	静岡県静岡市清水区	317	3.74
野田 了子	静岡県静岡市清水区	220	2.60
平山 泰	静岡県静岡市清水区	205	2.41
アルフレッサホールディングス株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番3号	200	2.35
株式会社静岡銀行	静岡県静岡市葵区呉服町一丁目10番地	200	2.35
株式会社清水銀行	静岡県静岡市清水区富士見町3番1号	160	1.88
株式会社中京銀行	愛知県名古屋市中区栄三丁目33番13号	160	1.88
村松 道夫	静岡県静岡市駿河区	150	1.76
計		4,020	47.42

(注) 上記のほか、自己株式が5,077株あります。

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、株式移転の方法により平成21年7月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、株式移転の方法により平成21年7月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。